

函 福 監  
平成27年6月15日

各指定通所介護事業所等 管理者 様

函館市保健福祉部指導監査課長

### 指定通所介護事業所等における宿泊サービスについて

平成27年度介護保険制度の改正に伴い、指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間および深夜の指定通所介護等以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）の提供については、介護保険制度外の自主事業ですが、宿泊サービスの最低限の質を担保するという観点から、国が定めた「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について（平成27年4月30日付け老振発第0430第1号，老老発第0430第1号，老推発第0430第11号）」に基づき、函館市において、「函館市指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間および深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備および運営に関する指針について」を制定しました。これにより、宿泊サービスを提供する事業所は、届出と事故報告が義務となりますのでよろしくお願いいたします。

#### 1 届出について

##### (1) 届出の適用対象

指定通所介護事業所等が、当該指定通所介護事業所等の営業時間外に、その設備を利用し、当該指定通所介護事業所等の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間および深夜に指定通所介護以外のサービスとして提供する事業所のうち当市が所管するもので、次の場合は該当しません。

- ※ 指定通所介護事業所等と同一建物内の指定区画外または同一敷地の別の建物内において宿泊サービスを提供する場合
- ※ 有料老人ホーム等他法、他制度に該当する場合

(2) 宿泊サービスを提供する指定通所介護事業所等については、次の提出区分により、別紙様式「指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する届出書」の提出が必要となります。

届出書様式：「指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する届出書」  
添付書類：平面図，勤務表，区画写真，重要事項を記した文書，運営規程等

提出内容	提出時期
平成27年3月31日以前から既に宿泊サービスを提供している場合	平成27年7月31日まで
平成27年4月1日以降、新たに宿泊サービスを提供する場合	提供開始1月前まで
届出内容に変更があった場合	変更の事由が生じてから10日以内

宿泊サービスを休止または廃止する場合

休止または廃止の日の1月前まで

〒040-8666

函館市東雲町4番13号

函館市保健福祉部指導監査課高齢者担当 坂田

TEL 0138-21-3927 FAX 0138-21-3928